ニュージーランドのGST -現状と課題-

篠原正博 (中央大学経済学部)

目次

はじめに

- 1. GSTの特徴
- 2. GST導入の経緯
- 3. GST導入の目的
- 4. GSTの課題

おわりに

【参考文献】

はじめに

はじめに

- ①ニュージーランドのGST(Goods and Services Tax:財・サービス税)は、単一税率(2010年10月以降15%)で課税ベースが広く、経済活動に対して中立的な税制として国際的に高い評価。
- ②本報告では、同税に関して、導入の経緯、制度設計の議論を踏まえて、現状および課題について論ずる。

GSTの特徴

GSTの特徴: NZ税制の基幹税

個人所得税に次いで総税収に占める割合が高い (2020年度:30.6%)

	NZ	日本
所得・利潤・キャピタル・ゲインに対する税	56.5	30.4
個人所得税	38.5	18.7
法人所得税	15.5	11.7
社会保障拠出金	0.0	40.4
財産税	5.5	8.1
財・サービスに対する税	38.0	20.9
付加価値税	30.6	14.9
個別消費稅	4.9	4.5
その他	0.0	0.3
総計	100%	100%

(出所) OECD, Revenue Statistics.

GSTの特徴: 第2世代の付加価値税

第1世代の付加価値税

- ☞課税ベースが狭く複数税率
- ☞1960年代および1970年代に導入されたEC型付加価値税

第2世代の付加価値税

- ☞課税ベースが広く単一税率
- ☞公平性よりも、効率性、簡素性を重視
- **☞NZのGST**

$$VRR = \frac{VR}{(FCE-VR)\times r} = \frac{VR}{VR^*} \times \frac{VR^*}{(FCE-VR)\times r} - 1$$

$$\frac{VR}{VR^*}$$
:徴税要因 $\frac{VR^*}{(FCE-VR)\times r}$:政策要因

VRR: Vat Revenue Ratio, VR: 現実の付加価値税収

FCE: 最終消費支出額, r: 付加価値税の標準税率

VR*: 税法に基づく理論上の税収

<u>VRRの意味</u>

☞付加価値税の潜在的課税べースに基づく税収と現 実の税収とのギャップを示す指標

☞高いほど税収調達力に優れる

☞徴税要因と政策要因により影響を受ける

徴税要因および政策要因とVRRの関係

	①式	内容	VRR
徴税要因	$\frac{VR}{VR^*}$	税務行政の効率性 納税協力の水準	税務行政費用↑⇒VRR↓ 納税協力費用↑⇒VRR↓
政策要因		税率	税率の水準↑⇒VRR↑ 税率の数↑⇒VRR↓
	$\frac{VR^*}{(FCE - VR) \times r}$	免税点	免税点↑⇒VRR↓ *免税業者には仕入税額控除が認められず、それにより税収は増加するがその効果は限定的
		非課税取引	非課税取引↑⇒VRR↓ 流通の中間段階で非課税取引(e.g. 金融 サービス) が介入する場合⇒VRR↑
		国際貿易の課税ルール (仕向地主義 or 源泉地 主義)	仕向地主義かつ経常収支赤字⇒VRR↑

(出所) OECD, Taxing Consumptionより作成。

NZと日本におけるVRRと標準税率の推移

	VRR (NZ)	標準税率(NZ)	VRR (日本)	標準税率(日本)
1988	0.89	10	•	-
1992	0.96	12.5	0.68	3
1996	0.99	12.5	0.7	3
2000	0.99	12.5	0.68	5
2005	1.03	12.5	0.71	5
2010	1.1	12.5	0.69	5
2015	0.97	15	0.73	8
2020	1.02	15	0.71	10

(出所) OECD, Consumption Tax Trends より作成。

①2020年におけるニュージーランドのVRRは 1.02で、付加価値税を導入しているOECD諸 国中トップ。

②日本は0.71で4番目、OECD平均は0.56。

NZのVRRはなぜ高いか?

☞徴税要因 徴税コストを引き下げる諸々の制度設計(下記、政策要因と関連)

☞政策要因

- •単一税率
- ・ゼロ税率を制限
- ・低い免税点(免税点の水準(2020年)は、付加価値税を採用しているOECD諸国31ヶ国中19位、日本は4位)
- •非課税が限定的で課税べ―スが包括的
- 仕向地主義、経常収支赤字

GST導入の

経緯

GST導入の経緯

- ①労働党政権下(1984年7月~1989年8月)では、 レーガノミクス(Reaganomics)、サッチャリズム (Thatcherism)に影響を受け、市場介入主義政策 から市場重視政策へと政策転換を実施。
- ②経済改革を主導した当時の財務大臣ロジャー・ダグラス(Roger Douglas)にちなんで<u>ロジャーノミクス</u>(Rogernomics)と呼ばれる。

GST導入の経緯

①GST導入(1986年10月)は、<u>労働党政権下における税制改革の目玉</u>。

②税制改革の基本的枠組みは、<u>課税ベースを拡げ税</u> <u>率を引き下げる政策BBLR(Broad Base-Low Rate</u> <u>Approach)</u>

GST導入の経緯

```
ロジャー・ダグラス財務大臣、予算演説において GST の導入を宣言。
1984年10月
        ニュージーランド財務省、GST の基本構想を公表。
       GST 法の原案公表
1985年3月
       パブリックコメント締切
1985年5月
1985年6月
       諮問委員会による第一次答申
       諮問委員会による第二次答申
1985年7月
1985年8月
       議会の特別委員会で議論され、GST法原案の改訂版が作成される。
1985年11月
       GST 法成立
1986年10月
       GST 導入
```

(出所)篠原(2021b), 4頁 表1。

☞個人所得税に依存した税制によって発生する不公 平や効率性の低下の是正

「現行税制には重大な不備がある。資源配分を歪め、多くの不公平をもたらしている。税 制は個人所得に対する直接税にあまりにも依存しすぎている。課税ベースが狭いため実効 限界税率が高すぎる。多くの所得や支出が課税されていない。高い限界税率が勤労意欲お よび貯蓄意欲を阻害している。狭い課税ベースと高い限界税率は、不生産的な分野への投 資を促進し、キャピタル・ゲインへの投資のような租税回避のみならず脱税を促進する。 これらにより、経済成長および雇用創出が阻害される」(ロジャー・ダグラスによる 1984 年度予算演説:篠原(2021a) 22 頁)

ニュージーランドの租税体系の推移(%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990
所得課税	60.5	61.1	66.5	69.8	68.7	57.8
個人所得稅	39.3	42.6	54.3	61.6	59.8	46.2
法人所得税	20.7	17.8	11.8	7.8	8.3	6.4
その他	0.5	0.7	0.4	0.4	0.6	5.2
社会保障拠出金	_	_	İ		_	-
消費課税	27.9	27.2	24.2	22.3	23.1	33.6
一般消費税	7.7	8.0	9.0	10.2	10.4	22.4
個別消費税	18.6	17.1	13.8	11.2	11.7	9.2
その他	1.6	2.1	1.4	0.9	0.8	2.0
資産課税	11.6	10.4	9.2	7.9	7.4	6.8
経常不動産課税	8.4	7.7	6.9	6.8	6.4	6.2
相続・贈与税	2.3	1.9	1.6	0.5	0.2	0.3
金融・資本取引	0.9	0.8	0.7	0.6	0.8	0.3
に対する税						
その他の税	_	_	_	_	_	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所)篠原(2021a),4頁 表1。

☞卸売売上税の抱える問題点の解決

- ■狭い課税ベース
 - ・多くの非課税品目(300以上)。実質、個別消費税化。
 - ・課税対象(1980年度)の構成は、自動車30%、酒16%、 たばこ4%、その他50%。
 - サービス課税が不十分
 - ・課税されていたのは、潜在的課税ベースの40%程度。

GST導入の経緯・目的

- ☞卸売売上税の抱える問題点の解決
 - ■複雑な税率構造
 - •従量税(11種類)と従価税(50%、40%、33%、30%、10%)が併課
 - ■上記の問題点
 - ・低い税収調達力
 - 消費者の消費選択(財と財の選択)に干渉
 - ・高い徴税コスト

GST導入の経緯・目的

☞拡大する財政赤字への対応

年度	政権	財政赤字	債務残高	対外債務	利払費	利払費
			(全体)	残高	(全体)	(海外)
1975-1977	労働党	-5.7	46.9	13.8	2.7	0.8
1978-1980	(1974/9~	-6.8	49.0	17.0	3.6	1.0
1981-1983	1975/12)	-7.6	56.9	22.3	4.9	1.6
	国民党					
	(1975/12					
	$\sim 1984/7)$					

(出所)篠原(2021a),8頁。

GSTの課題

GSTの課題

2000年以降に公表された3種類の政府報告書に注目

- ☞ニュージーランド労働党政権(1999/12/5~2008/12/19)
 Mcleod,R. et al.(2001), Tax Review 2001, Treasury.
- マニュージーランド国民党政権(2008/12/19~2017/10/26)
 Victoria University of Wellington Tax Working Group(2010), A Tax System for New Zealand's Future, Wellington.
- ☞ニュージーランド労働党・ニュージーランドファースト党連立 政権(2017/10/26~2023/1/25)

Tax Working Group (2018;2019), Future of Tax, New Zealand Government.

GSTの課題

- ①逆進性
- ②課税ベースの拡大
 - ☞金融サービス
 - ☞居住用住宅の家賃
 - ☞ オンライン・ショッピング
- ③その他
 - ☞金融取引税(Financial Transaction Tax: FTT)の導入

GST導入時の逆進性は、低所得者を対象とす する給付制度の見直しで対応

☞所得制限のあるすべての給付、老齢年金、退役 軍人年金の給付水準の引き上げ(1985年)

☞GST導入による物価上昇前に実施

逆進性に関する検討課題

寧税率

低所得者を支援するために税率を引き下げるべきか?

寧非課税

低所得者支援対策として生活必需品等を非課税とすべきか?

逆進性に対する政府報告書の見解

☞GSTの逆進性は誇張されている。中所得層約80%においてほぼ比例的(McLeod et al.(2001))。

☞複数税率の導入、非課税を拡大(食料品、家庭用燃料)しても、負担構造に大きな変化なし。 (McLeod et al.(2001))

逆進性に対する政府報告書の見解

- ☞GSTの負担構造は生涯所得に対する割合で測定することが適切。生涯所得に対するGSTの負担割合はほぼ比例的。 (Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010))
- ☞短期的視点から見ると逆進性は問題。 (Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010))
- ☞食料品を非課税にしても負担構造に大きな変化なし。税収損 失が発生。
 - (Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010))

逆進性に対する政府報告書の見解

- ☞逆進性については社会保障給付で対応すべき (Victoria University of Wellington Tax Working Group(2010))
- ☞逆進性については、所得税および社会保障給付で対応すべき(McLeod et al.(2001), Tax Working Group(2018;2019))

GSTの非課税項目

- ☞金融サービス(登録事業者間のサービス等一部はゼロ税率)
- ☞非営利団体に寄付された財・サービスの供給
- ☞宿泊施設の賃貸
- ☞居住用不動産の賃貸
- ☞5年以上賃貸住宅とされていた物件の譲渡
- ☞貴金属の譲渡(一部はゼロ税率)

居住用住宅の家賃

- ☞持ち家の帰属家賃、賃貸住宅の家賃への課税を検討 (Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010))
- ☞帰属家賃課税は、①金額の測定が困難、②流動性制約 (キャッシュフロー)が問題。
- ☞賃貸住宅の家賃は課税すべき 賃貸住宅サービスの消費は家賃に反映される

金融サービス

- ☞課税を検討すべき(McLeod et al.(2001))
- ☞サービスの評価が困難(Victoria University of Wellington Tax Working Group(2010))
- ☞課税すべきであるが、有効な課税方法を特定できない。
 (Tax Working Group(2018;2019))
- ☞課税に伴う事務負担が大きい (Tax Working Group(2018;2019))

金融サービスの課税方法

- ☞キャッシュ・フロー法 金融サービスを提供して受け取る現金(inflow)は売り上げとして課 税、支払う現金(outflow)は仕入れとして控除。
- ☞マージン法 金融マージン(貸付利子と預金利子の差額)に課税
- ☞金融活動税 金融機関の利潤と賃金に課税
- ☞部分的金融活動税 消費者に対して提供するサービスに関わる利潤と賃金にのみ課税

金融サービスの課税方法

	長所	短所
キャッシュ・フロー法	・GSTの正確な税額を計算可能。 ・仕入れ税額控除が適用され、税の累 積が回避される、	・納税協力費用が高い。 ・制度移行期に問題が発生する(制度導入前に預金をしていた者に偶発的利益を、借入れのある者に偶発的損失を与える)。 ・cash outflow を操作することにより税額控除を大きくして、納税額を減らせる可能性がある。
マージン法	・金融マージンが適正に測定されれば、 GST の正確な税額が計算可能。 ・キャッシュ・フロー法と比較して GST の支払いが円滑。移行期や租税回避の 問題が軽減される。	・金融マージンの測定が前提であり、徴税費が高い。 ・金融マージンの正確な測定は困難で、 過剰課税もしくは過小課税となる。
金融活動税	・他の選択肢よりも制度が簡素である。 ・海外で導入している国がある。	・企業に対して金融サービスが提供される場合、企業は仕入れに係る税を控除できず、税が累積する。 ・企業の借入れコストの上昇につながり、投資を抑制し、資本集約度が低下する。 ・資本集約度の低下は、生産性と賃金上昇にマイナスの影響を与える。
部分的金融活動税	・金融サービスに対する GST 課税の 代理手段となる。	・消費者に対して提供されるサービス に関わる部分の利潤と賃金の配分が 困難で、金融機関の負担が重い。 ・課税のための費用が消費者に転嫁さ れなければ、実質的に税が累積する。

(出所)篠原(2023)13頁 表3。

金融サービスの課税方法

- ☞金融活動税は海外で導入事例あり。 多くは従業員に対する賃金に対する課税
- ☞金融活動税以外は導入事例なし。
- ☞金融活動税は、①税の累積が発生、②企業の資本コストを 上昇させ、生産性と賃金上昇を抑制。
- ☞<u>金融サービス課税に関しては、当面、海外の動向を注視す</u> べき(Tax Working Group(2018;2019))

<u>オンライン・ショッピング</u>

- ☞課税対象とするよう検討を継続すべき (McLeod et al.(2001))
- ☞低価格の輸入財(\$1,000未満)の課税を検討すべき(Tax Working Group(2018;2019))

オンライン・ショッピング

- ☞税額が\$60未満(財の価格換算で\$400)の場合は非課税
- ☞オンライン・ショッピングの普及により海外からの購入が増加
- ☞非課税の問題点
 - ・競争条件(国内の小売業者と海外の小売業者との間)を歪める
 - •消費者の意思決定(国内で購入or海外から購入)に干渉
 - •税収損失

<u>オンライン・ショッピング</u>

☞2019年12月より新制度を実施

☞以下の海外事業者を登録事業者に認定

- \$400未満の財をNZに販売する場合
- •NZへの年間売上高が \$60,000を超える場合

金融取引税

- ☞金融機関の特定の勘定からの資金の引き出しに対する課税(McLeod et al.(2001))
- ☞金融機関による金融商品の売買に課税 (Tax Working Group(2018;2019))

金融取引税:なぜ議論されるのか?

- ・金融サービスに対する課税が可能。GSTの補完 税として検討(McLeod et al.(2001))
- 金融取引税はGSTよりも公平(逆進度が低い)(McLeod et al.(2001))
- ·投機的取引抑制、金融市場の不安定性軽減が目的(Tax Working Group(2018;2019))

金融取引税の問題点

- ☞税が累積する(McLeod et al.(2001))
- 受投機的取引に限らず経済にとって生産的な取引も抑制
 (Tax Working Group(2018;2019))
- ☞金融取引税非課税の他国へ取引がシフト
 - •税収の低下
 - •死重損失発生

(Tax Working Group(2018;2019))

金融取引税に対する勧告

- ☞金融取引税の導入は勧告しない(McLeod et al.(2001))
 - ・金融取引税がGSTよりも逆進的でないという根拠はない
 - ・金融サービス課税は別途検討すべき
- ☞金融取引税が国際的な議論となっていることは認識しているが、現段階では導入を勧告しない。

(Tax Working Group(2018;2019))

GSTの特徴

☞NZ税制の基幹税

☞第2世代の付加価値税(単一税率、広い課税ベース)

☞VRRが高く税収調達力の優れた税

GST導入の目的

☞個人所得税に依存した税制により発生する不公平 や効率性の低下の是正

☞卸売売上税の抱える問題点の解決

☞財政赤字への対応

GSTの課題

☞逆進性への対応(税率引き下げ、非課税措置拡大)

☞課税ベースの拡大(金融サービス、居住用住宅の 家賃、オンライン・ショッピング)

☞金融取引税の導入

【参考文献】

- 篠原正博(2021a)「ニュージーランドのGST-導入の背景-」 *IERCU Discussion Paper*, No.338 中央大学経済研究所。
- 篠原正博(2021b)「ニュージーランドのGST-導入時における制度設計の議論-」*IERCU Discussion Paper*, No.339中央大学経済研究所。
- 篠原正博(2023)「ニュージーランドのGST-現代的課題-」 *IERCU Discussion Paper*, No.383 中央大学経済研究所。